

[令和元年度 健康項目]

1 河川

単位:mg/l

河川名	地点名	物質名	環境基準値	5月	7月	11月	年間平均値		
吉野川	吉野川大橋	カドミウム	0.003以下						
		全シアン	検出されないこと						
		鉛	0.01以下						
		六価クロム	0.05以下						
		砒素	0.01以下						
		総水銀	0.0005以下						
		PCB	検出されないこと						
		ジクロロメタン	0.02以下						
		四塩化炭素	0.002以下						
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下						
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下						
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下						
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下						
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下						
		トリクロロエチレン	0.01以下						
		テトラクロロエチレン	0.01以下						
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下						
		チウラム	0.006以下						
		シマジン	0.003以下						
		チオベンカルブ	0.02以下						
		ベンゼン	0.01以下						
		セレン	0.01以下						
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下			0.35			
		1・4-ジオキサン	0.05以下						
		新町	新町橋	カドミウム	0.003以下				
				全シアン	検出されないこと				
鉛	0.01以下								
六価クロム	0.05以下								
砒素	0.01以下								
総水銀	0.0005以下								
PCB	検出されないこと								
ジクロロメタン	0.02以下			<0.002					
四塩化炭素	0.002以下			<0.0002					
1・2-ジクロロエタン	0.004以下			<0.0004					
1・1-ジクロロエチレン	0.1以下			<0.01					
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下			<0.004					
1・1・1-トリクロロエタン	1以下			<0.0005					
1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下			<0.0006					
トリクロロエチレン	0.01以下			<0.001					
テトラクロロエチレン	0.01以下			<0.0005					
1・3-ジクロロプロペン	0.002以下			<0.0002					
チウラム	0.006以下								
シマジン	0.003以下								
チオベンカルブ	0.02以下								
ベンゼン	0.01以下			<0.001					
セレン	0.01以下								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下					0.45			
1・4-ジオキサン	0.05以下			<0.005					

川	旧漁連前	カドミウム	0.003以下				
		全シアン	検出されないこと				
		鉛	0.01以下				
		六価クロム	0.05以下				
		砒素	0.01以下				
		総水銀	0.0005以下				
		PCB	検出されないこと				
		ジクロロメタン	0.02以下	<0.002			
		四塩化炭素	0.002以下	<0.0002			
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004			
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.01			
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004			
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005			
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006			
		トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001			
		テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005			
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0002			
		チウラム	0.006以下				
		シマジン	0.003以下				
		チオベンカルブ	0.02以下				
		ベンゼン	0.01以下	<0.001			
		セレン	0.01以下				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下		0.28		
		1・4-ジオキサン	0.05以下	<0.005			
		助任川	福島橋	カドミウム	0.003以下		
全シアン	検出されないこと						
鉛	0.01以下						
六価クロム	0.05以下						
砒素							
総水銀							
田宮川	宮古橋	カドミウム	0.003以下				
		全シアン	検出されないこと				
		鉛	0.01以下				
		六価クロム	0.05以下				
		砒素	0.01以下				
		総水銀	0.0005以下				
		PCB	検出されないこと				
		ジクロロメタン	0.02以下				
		四塩化炭素	0.002以下				
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下				
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下				
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下				
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下				
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下				
		トリクロロエチレン	0.01以下				
		テトラクロロエチレン	0.01以下				
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下				
		チウラム	0.006以下				
		シマジン	0.003以下				
		チオベンカルブ	0.02以下				
		ベンゼン	0.01以下				
セレン	0.01以下						
1・4-ジオキサン	0.05以下						
鮎喰川	梁瀬橋	ジクロロメタン	0.02以下				
		四塩化炭素	0.002以下				
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下				
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下				
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下				
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下				
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下				
		トリクロロエチレン	0.01以下				
		テトラクロロエチレン	0.01以下				
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下				
		チウラム	0.006以下				
		シマジン	0.003以下				
		チオベンカルブ	0.02以下				
		ベンゼン	0.01以下				
セレン	0.01以下						
1・4-ジオキサン	0.05以下						

園瀬川	津田橋	カドミウム	0.003以下				
		全シアン	検出されないこと				
		鉛	0.01以下				
		六価クロム	0.05以下				
		砒素	0.01以下				
		総水銀	0.0005以下				
		PCB	検出されないこと				
		ジクロロメタン	0.02以下				
		四塩化炭素	0.002以下				
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下				
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下				
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下				
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下				
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下				
		トリクロロエチレン	0.01以下				
		テトラクロロエチレン	0.01以下				
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下				
		チウラム	0.006以下				
		シマジン	0.003以下				
		チオベンカルブ	0.02以下				
		ベンゼン	0.01以下				
		セレン	0.01以下				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下		0.55		
		1・4-ジオキサン	0.05以下				
勝浦川	飯谷橋	カドミウム	0.003以下				
		全シアン	検出されないこと				
		鉛	0.01以下				
		六価クロム	0.05以下				
		砒素	0.01以下				
		総水銀	0.0005以下				
		PCB	検出されないこと				
		ジクロロメタン	0.02以下	<0.002			
		四塩化炭素	0.002以下	<0.0002			
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004			
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.01			
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004			
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下	<0.0005			
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006			
		トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001			
		テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.0005			
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0002			
		チウラム	0.006以下				
		シマジン	0.003以下				
		チオベンカルブ	0.02以下				
		ベンゼン	0.01以下	<0.001			
		セレン	0.01以下				
		ふっ素	0.8以下				
		ほう素	1以下				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下		0.35				
1・4-ジオキサン	0.05以下	<0.005					

(環境基準値)

河川や海域の水域ごとに、その流域の利水目的に応じて維持されることが望ましい行政上の目標として、環境基本法に基づき設定されている基準です。

2 海域

単位:mg/l

海域名	地点名	物質名	環境基準値	5月	7月	11月	年間平均値
勝浦川河口	勝浦浜橋	カドミウム	0.003以下				
		全シアン	検出されないこと				
		鉛	0.01以下				
		六価クロム	0.05以下				
		砒素	0.01以下				
		総水銀	0.0005以下				
		PCB	検出されないこと				
		ジクロロメタン	0.02以下				
		四塩化炭素	0.002以下				
		1・2-ジクロロエタン	0.004以下				
		1・1-ジクロロエチレン	0.1以下				
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下				
		1・1・1-トリクロロエタン	1以下				
		1・1・2-トリクロロエタン	0.006以下				
		トリクロロエチレン	0.01以下				
		テトラクロロエチレン	0.01以下				
		1・3-ジクロロプロペン	0.002以下				
		チウラム	0.006以下				
		シマジン	0.003以下				
		チオベンカルブ	0.02以下				
		ベンゼン	0.01以下				
		セレン	0.01以下				
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下		0.35		
1・4-ジオキサン	0.05以下						

(環境基準値)

河川や海域の水域ごとに、その流域の利水目的に応じて維持されることが望ましい行政上の目標として、 環境基本法に基づき設定されている基準です。